

第三者調査委員会調査報告書の公表及び今後の県の対応について

【県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会】

1 調査報告書の結論

- ① 「**県保有情報**」と「**ネット上の情報**」は**同一**の可能性が高いこと
- ② **漏えい**が**公益通報**に該当しないこと
- ③ **漏えい**させた者は**不明**

2 県の対応

- ・ 地方公務員法上の守秘義務違反の疑いがあるとして、R7.5.13に**県警へ告発状を提出**
- ・ 調査報告書の内容を踏まえ、情報セキュリティ対策等を実施

3 調査報告書の公表

R7.5.13に記者会見を行い、委員会作成の公表版を公表（同日に県HPでも公開）